

東京都難病・がん患者就業支援奨励金支給要綱

28 産労雇就第 1176 号
平成 29 年 3 月 31 日
改正 29 産労雇就第 1202 号
平成 30 年 3 月 30 日
改正 30 産労雇就第 1206 号
平成 31 年 3 月 29 日
改正 31 産労雇就第 1241 号
令和 2 年 3 月 31 日
改正 4 産労雇就第 1270 号
令和 5 年 3 月 31 日

(通則)

第1条 東京都難病・がん患者就業支援奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及びこれに基づく依命通達（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的等)

第2条 この要綱は、難病患者・がん患者（以下「難病・がん患者」という。）が、疾患があっても、安心して職場で活躍できるよう、新規雇入れ、雇入れからの職場定着、発症時や再発時における休職からの職場復帰、復職からの就業継続といった各場面において、治療と仕事の両立に向けて、積極的に取り組む事業主を支援することを目的として、その支給に関し、必要な事項を定める。

2 奨励金として、採用奨励金、雇用継続助成金及び制度導入加算を支給するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 難病患者とは、医師から次のいずれかに該当すると診断されたものをいう。
- ア 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病にり患している者。
 - イ 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成 12 年東京都規則第 94 号）別表第一の第 1 類及び第 2 類並びに東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成 26 年東京都規則第 200 号）附則第 3 項に規定する疾病にり患している者。
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する治療方法が未確立又は、その他の特殊の疾病にり患しており、障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

- (2) がん患者とは、医師から悪性新生物（上皮内新生物を含む。）にり患していると診断されたものをいう。
- (3) 復職（職場復帰）日とは、出勤簿等の労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた書類により確認できる、療養のための連續した休職期間後の最初の出勤日とする。
- (4) 週所定労働時間とは、就業規則、雇用契約書等により定められた、通常の週に勤務すべきこととされている時間であり、この場合の「通常の週」とは、祝祭日及びその振替休日、週休日その他概ね1か月以内の期間を周期として規則的に与えられる休日に当たらない年末年始の休日及び夏季休暇といった特別な休日等を含まない週とする。
また、変形労働時間制による週所定労働時間は、雇入れ日又は、復職日から6か月間に予定される就業総労働時間から週当たりの平均を算出した時間とする。
- (5) 事業主とは、事業の経営の主体である個人又は、法人をいう。
- (6) 事業所とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所によらず、労働者が勤務する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の施行に関する取扱で定められた事務所又は、事業所をいい、次のアからウまでに定める労働者の場合、該当各号に定めるとおりとする。
ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）第2条に規定する派遣労働者の場合、派遣先の事務所又は、事業所とする。
イ 出向契約に基づく出向した労働者の場合、出向先の事務所又は、事業所とする。
ウ テレワーク制度利用による在宅勤務の労働者の場合、雇用管理の行われている所属の事務所又は、事業所とする。
- (7) 中小企業事業主とは、業種ごとに以下に該当する事業主をいう。
ア 小売業・飲食店
　　資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は、常時雇用する労働者数50人以下。
　　イ 卸売業
　　資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下又は、常時雇用する労働者数100人以下。
　　ウ サービス業
　　資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は、常時雇用する労働者数100人以下。
　　エ その他の業種
　　資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は、常時雇用する労働者数300人以下。

(支給対象疾患患者)

第4条 奨励金の支給対象とする疾患患者（以下、「支給対象疾患患者」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該区分に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 難病患者

難病患者であって、医師から疾患やその治療により就業時の配慮を求められている者。

(2) がん患者

- ア がん患者であって、医師から疾患やその治療により就業時の配慮を求められている者。
- イ 15歳以下の小児期において、がん患者であって、医師からそのがん疾患が原因となって生じた合併症や後遺症とその治療により就業時の配慮を求められている者。

(支給対象労働者)

第5条 奨励金の支給対象とする労働者（以下「支給対象労働者」という。）は、支給対象疾患患者であって、次の各号の区分に応じ、当該区分に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(1) 採用奨励金

- ア 疾患やその治療がもとで、就業を継続する上での合理的な配慮が必要であり、その配慮すべき事項を事業主と相談の上、就業することを希望し、疾患に関する助言、必要な情報等について医師から提供を受けられる者。
- イ 雇入れ日から6か月以上の期間継続して雇用されている労働者であること（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条の規定による就労継続支援A型事業の利用者として雇用される者（以下「A型事業所利用者」という。）を除く。）。

(2) 雇用継続助成金

- ア 疾患やその治療がもとで、職場復帰から就業を継続する上での合理的な配慮が必要であり、その配慮すべき事項を事業主と相談の上、就業することを希望し、疾患に関する助言・必要な情報等について医師から提供を受けられる者。
- イ 復職日から6か月以上の期間継続して雇用されている労働者であること（A型事業所利用者を除く。）。

(3) 制度導入加算

第1号又は第2号の要件に該当する者。

(支給対象事業主)

第6条 奨励金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該区分に掲げる事項のいずれにも該当する事業主であるものとする。

- (1) 採用奨励金の支給対象事業主は、その企業の規模を問わず、次のいずれにも該当する事業主とする。

ア 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日30総行革監第91号）に基づき総務局長が指定する政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。

イ 過去5年間に労働関係法令、障害者虐待防止法、その他重大な法令違反等がないこと。
ウ 都税の未納がないこと。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

オ 事業主（法人その他の団体にあっては代表者、役員、使用その他の従業員若しくは構成員

- を含む。) が暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)でないこと。
- カ 奨励金の支給申請日及び支給決定日において倒産していないこと。
- キ 週所定労働時間が10時間以上の労働者として、雇入れたこと。
- ク 上記のキにより雇入れた労働者を、雇入れ日から6か月間雇用を継続し、東京都内の事業所に勤務させていること。
- ケ 上記のキにより雇入れた労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、以下のいずれかに該当する当該支給対象労働者を雇入れていないこと。
- (ア) 当該雇入れに係る事業主と雇用、請負、委任の関係にあった当該支給対象労働者、又は、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業主において就労したことがある当該支給対象労働者。
- (イ) 当該雇入れに係る事業主において、通算して3か月を超えて訓練・実習等(雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。以下同じ。)を受講等したことがある当該支給対象労働者。
- コ 上記のキにより雇入れた労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該支給対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該支給対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、当該支給対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が当該支給対象労働者を雇入れていないこと。
- (ア) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は、総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は、子会社であること。
- (イ) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること又は、取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- サ 上記のキにより雇入れた労働者の雇入れに係る事業所の事業主又は、取締役の3親等内の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。)である当該支給対象労働者を雇入れていないこと。
- シ 上記のキにより雇入れた労働者の雇用期間については、期間の定めのない無期雇用労働者又は、期間の定めはあるが、その更新にあっては、更新有とする有期雇用労働者として、雇入れたこと。
- ス 上記のキにより雇入れた労働者と、医師の診断・意見等を踏まえて、その疾患の特性により就業を継続させるために、必要な配慮事項について、話し合いを行い、労働者の同意を得た上で、第8条に定める採用定着支援計画書を策定し、当該計画書に基づき、合理的な範囲内で必要な配慮を行い就業させること。

- セ 上記のスによる採用定着支援計画書を策定する際に必要となる医師の診断書・意見書の交付に要する経費その他の本奨励金の申請に要する経費について、全額負担する事業主であること。
- ソ 上記のキにより雇入れた労働者を上記スに基づき 6 か月以上の期間継続して雇用し、当該支給対象労働者に対して、その 6 か月の間、賃金（当月に支払われる各種手当を含む。）を支給したこと。
- タ 上記のキにより雇入れた労働者の雇入れ日以降の期間について、当該支給対象労働者を雇用保険被保険者（雇用保険適用事業所の要件を満たす事業所の事業主に雇用されている場合であって、雇用保険の適用要件を満たすときに限る。）として加入させていること。
- チ 上記のキにより雇入れた労働者の雇入れ日以降の期間について、当該支給対象労働者を社会保険の被保険者（社会保険適用事業所の要件を満たす事業所の事業主に雇用されている場合であって、社会保険の適用要件を満たすときに限る。）として加入させていること。
- ツ 上記のキにより雇入れた労働者の雇入れ日の前日から起算して過去 2 年間に、奨励金の支給決定の対象となった者が複数いる場合であって、それらの者が申請日時点で離職している割合が 5 割以上でないこと。なお、それらの者が就業上における事情ではなく個人的な事情により離職した場合又は、支給対象事業主がやむを得ない理由によって、それらの者を離職させた場合を除く。
- (2) 雇用継続助成金の支給対象事業主は、次のいずれにも該当するものとする。
- ア 前号のアからカまでに該当する中小企業事業主であること。
- イ 週の所定労働時間 20 時間以上で継続的に雇用している労働者を、医師の診断・意見に基づき、難病・がんの発症や再発による治療のため、連続した 10 日間以上の期間、途中で離職されることなく、休ませた後、原則として、原職に週所定労働時間 10 時間以上で復職させること。
ただし、原職への復職については、下記のウにより労働者との話し合いにより、就業を継続するために必要な配慮事項の一環として、労働者の同意の上、異なる職に配置する場合を除く。なお、職場復帰させた労働者の雇用期間については、期間の定めのない無期雇用労働者又は、期間の定めはあるが、その更新にあっては、更新有とする有期雇用労働者として、職場復帰させたこと。
- ウ 上記のイにより職場復帰させた労働者を、復職日から 6 か月雇用を継続し、東京都内の事業所に勤務させていること。
- エ 上記のイにより職場復帰させた労働者と、職場復帰から就業を継続するに当たり、医師の診断・意見を踏まえて、その疾患の特性により就業を継続させるために、必要な配慮事項について、話し合いを行い、当該支給対象労働者の同意を得た上で、第 9 条の定める復職支援計画書を策定し、当該支援計画書に基づき、合理的な範囲内で必要な配慮を行い就業させること。
- オ 上記のエによる復職支援計画書を策定する際に必要となる医師の診断書・意見書の交付に要する経費その他の本奨励金の申請に要する経費について、全額負担する事業主であること。
- カ 上記のイにより職場復帰させた労働者を上記エに基づき 6 か月以上の期間継続して雇用

- し、当該支給対象労働者に対して 6 か月の間、賃金（当月に支払われる各種手当を含む。）を支給したこと。
- キ 上記のイにより職場復帰させた労働者の復職日以降の期間について、当該支給対象労働者を雇用保険被保険者（雇用保険適用事業所の要件を満たす事業所の事業主に雇用されている場合であって、雇用保険の適用要件を満たすときに限る。）として加入させていること。
- ク 上記のイにより職場復帰させた労働者の復職日以降の期間について、当該支給対象労働者を社会保険の被保険者（社会保険適用事業所の要件を満たす事業所の事業主に雇用されている場合であって、社会保険の適用要件を満たすときに限る。）として加入させていること。
- ケ 上記のイにより職場復帰させた労働者の復帰日の前日から起算して過去 1 年間に、同一の当該支給対象労働者について、同一の疾患の種類と認められるものを原因に、雇用継続助成金の支給を受けたことがない事業主であること。
- コ 上記のイにより職場復帰させた労働者の復職日の前日から起算して過去 2 年間に、奨励金の支給決定の対象となった者が複数いる場合であって、それらの者が申請日時点で離職している割合が 5 割以上でないこと。なお、それらの者が就業上における事情ではなく個人的な事情により離職した場合又は、支給対象事業主がやむを得ない理由によって、それらの者を離職させた場合を除く。

(3) 制度導入加算の支給対象事業主は、前号(1)又は(2)の対象となる事業主であって、当該支給対象労働者の雇入れ又は職場復帰に併せて、仕事と治療の両立に向けて、就業上の配慮が得やすくなるよう、次に掲げる措置を新たに導入の上、労働協約又は、就業規則に明記し、運用していること。

ア 就業に関する制度

- ・フレックスタイム制度。
- ・通勤緩和制度。
- ・在宅勤務、サテライトオフィス等のテレワーク制度。
- ・短時間勤務制度。

イ 休暇に関する制度

- ・病気有給休暇制度。
- ・通院有給休暇制度。
- ・時間単位での年次有給休暇制度。

ウ その他知事が認める仕事と治療の両立に向けた制度

(支給金額)

第 7 条 支給する奨励金の額は、採用奨励金、雇用継続助成金及び制度導入加算の各区分に応じ、次に掲げる額を支給対象事業主に支給する。

(1) 採用奨励金

雇入れた支給対象労働者 1 人当たり、雇入れ時の週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の場合は 40 万円を、20 時間以上の場合は 60 万円を支給する。

(2) 雇用継続助成金

職場復帰した支給対象労働者 1 人当たり、復職時の週所定労働時が 10 時間以上 20 時

間未満の場合は40万円を、20時間以上の場合は60万円を支給する。

(3) 制度導入加算

支給対象事業主が第6条の(3)に掲げる要件を満たしている場合は、前号(1)又は(2)に定める金額に1制度導入ごと10万円を加算し、最大で3制度30万円を支給する。

(採用奨励金の採用定着支援計画書の提出)

第8条 採用奨励金の支給を受けようとする事業主(以下「申請事業主」という。)は、当該支給対象労働者を雇入れた日の翌日から起算して2か月以内に、難病・がん患者就業支援奨励金の採用定着支援計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 支給対象労働者として、その採用定着支援計画書を作成する上で必要となる事項の記載された医師からの診断書・意見書の写し。
- (2) 支給対象労働者の雇入れ時の雇用契約書、就業規則等の労働条件のわかるものの写し。
- (3) その他知事が必要とする書類。

(雇用継続助成金の復職支援計画書の提出)

第9条 雇用継続助成金の申請事業主は、当該支給対象労働者を職場復帰させた日の翌日から起算して2か月以内に、難病・がん患者就業支援奨励金の復職支援計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 支給対象労働者として、その復職支援計画書を作成する上で必要となる事項の記載された医師からの診断書・意見書等の写し。
- (2) 支給対象労働者が職場復帰する日の前日から遡って、連続して10日間以上休んでいることがわかるタイムカード又は、出勤簿等の写し。
- (3) 支給対象労働者の復職時の雇用契約書、就業規則等の労働条件のわかるものの写し。
- (4) 支給対象労働者が雇用保険被保険者の資格取得をしていることのわかるものの写し。
- (5) 常時雇用する労働者数のわかるものの写し。
- (6) その他知事が必要とする書類。

(就業先への訪問確認)

第10条 第8条又は9条に基づき、難病・がん患者就業支援奨励金の採用定着支援計画書又は復職支援計画書を提出した申請事業主に対しては、その支援計画書に係る当該支給対象労働者の雇用状況の確認を行う必要がある場合などに、就業先への訪問確認を実施する。

2 奨励金の申請事業主は前項の訪問がある場合には、これに応じなければならない。

(採用奨励金の支給の申請)

第11条 採用奨励金の申請事業主は、当該支給対象労働者を雇入れた日より5か月経過した日から起算して1か月以内に、難病・がん患者就業支援奨励金支給申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第3-1号)。

- (2) 支給対象労働者が雇用保険被保険者の資格取得をしていることのわかるものの写し。
ただし、雇用保険被保険者要件を満たす労働条件で雇用された場合に限る。
- (3) 支給対象労働者が健康保険・厚生年金保険被保険者の資格取得をしていることのわかるものの写し。
ただし、健康保険・厚生年金保険被保険者要件を満たす労働条件で雇用された場合に限る。
- (4) その他知事が必要とする書類。

(雇用継続助成金の支給の申請)

第12条 雇用継続助成金の申請事業主は、当該支給対象労働者を職場復帰させた日より5か月経過した日から起算して1か月以内に、難病・がん患者就業支援奨励金支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第3－2号）。
- (2) 支給対象労働者が健康保険・厚生年金保険被保険者の資格取得をしていることのわかるものの写し。
ただし、健康保険・厚生年金保険被保険者要件を満たす労働条件で雇用されている場合に限る。
- (3) その他知事が必要とする書類。

(制度導入加算の支給申請)

第13条 制度導入加算の申請事業主は、第11条又は第12条の支給申請時に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 新たに制度導入したことがわかる労働協約又は、就業規則の写し。
- (2) その他知事が必要とする書類。

(支給決定)

第14条 知事は、第8条又は9条により提出された支援計画書、第11条、第12条又は第13条により提出された支給申請書の内容及び第10条により訪問確認した結果を審査の上、適正と認めたときは、予算の範囲内において奨励金の支給決定を行う。

- 2 知事は、支給を決定したときは、「東京都難病・がん患者就業支援奨励金」支給決定通知書（様式第4号）により申請事業主（以下「支給決定事業主」という。）に通知を行う。
- 3 知事は、第1項の規定により審査をした結果、申請書の内容が適正と認めることができない場合又は、申請事業主が第25条に定める検査等に応じない場合は、奨励金の不支給の決定を行い、「東京都難病・がん患者就業支援奨励金」不支給決定通知書（様式第5号）（以下、「不支給決定事業主」という。）により当該申請事業主に通知を行う。

(実績報告)

第15条 奨励金の支給決定事業主は、雇入れ日又は、復職日から6か月の雇用が継続した日の翌日から起算して1か月以内に難病・がん患者就業支援奨励金実績報告書（様式第6号）に次に掲

げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 支給対象労働者の雇入れ日又は、復職日から起算して6か月間に支払った賃金に係る賃金台帳の写し。
- (2) 支給対象労働者の雇入れ日又は、復職日から起算して6か月間のタイムカード又は、出勤簿その他の労働時間が確認できる書類（以下「タイムカード等」という。）の写し。
- (3) その他知事が必要とする書類。

(額の確定)

第16条 知事は、前条の規定に基づき実績報告を受けた場合には、提出された当該書類の審査及び適宜、現地調査を行い、当該実績が第14条に基づく支給決定の内容及びこれに付した条件に該当すると認めたときは支給すべき奨励金の額を確定し、「東京都難病・がん患者就業支援奨励金」額の確定通知（様式第7号）により当該支給決定事業主に通知を行う。

(申請の撤回)

第17条 知事は、第14条により通知をする場合において、申請事業主が支給決定の内容又は、これに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨の通知を行う。

2 申請事業主は、前項に規定するほか、支給申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した東京都難病・がん患者就業支援奨励金申請撤回届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(所在地の変更等)

第18条 申請事業主が、名称、所在地、代表者等を変更したときは、申請事業主の〔名称、所在地、代表者等〕変更報告書（様式第9号）により遅滞なく知事に報告しなければならない。

(奨励金の支給)

第19条 知事は、第16条の規定により「東京都難病・がん患者就業支援奨励金」額の確定通知書（様式第7号）により支給決定事業主に通知を行った後、当該支給決定事業主に対して、当該支給決定事業主による請求手続に代えて支払額調書を発行し、当該支払額調書に基づき奨励金を支払うものとする。

(支給決定の取消にかかる報告)

第20条 知事は、当該支給決定事業主が次の各号のいずれかに該当する場合又は、支給決定事業主が第26条に定める検査等に応じない場合は、奨励金の支給決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (2) その他奨励金の支給の決定の内容、これに付した条件、その他法令又は、この要綱に違反したとき。
- (3) 支給決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員若しくは使用人その他の従業員又

は、構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

- 2 知事は、第1項の規定による取消をした場合には、「東京都難病・がん患者就業支援奨励金」支給決定取消通知書(様式第10号)により支給決定事業主に通知を行う。

(奨励金の返還)

第21条 知事は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に支給決定事業主に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 前条の規定により奨励金の返還を命じられた支給決定事業主は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 知事が奨励金の返還を命じた場合において、支給決定事業主が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、支給決定事業主は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、支給決定事業主の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(奨励金の経理等)

第25条 支給決定事業主は、奨励金に係る全ての関係書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第26条 知事は、申請事業主及び支給決定事業主(以下「申請事業主等」という。)に対して、この要綱に定める支給要件及び支給決定の要件を満たしていることを確認するため、検査、関係者の立会調査を行い、報告を求めることができる。

- 2 申請事業主等は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

3 知事は、申請事業主等が第1項の規定に基づく調査等に応じないときは、奨励金の不支給決定又は、支給決定の取消し及び返還を命ずることができる。

(各種助成金の併給調整)

第27条 奨励金は、その支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる雇用に係る各種助成金との併給はできないものとする。

(継続雇用実態調査)

第28条 支給決定事業主に対して奨励金支給後2年を経過するまでの間、雇用状況の調査を実施する。

2 支給決定事業主は、前項の調査依頼があった場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年12月31日までに都内のハローワークから紹介を受けて雇入れたもの又は同日以前に復職したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月31日までに雇入れたもの又は同日以前に復職したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日までに雇入れたもの又は同日以前に復職したものについては、なお従前の例による。